

高山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例
の概要について

1. 地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準

地域包括支援センターの適切な運用を図るため、国の参酌基準等（現行と同じ）と同じ内容とする。

2. 地域包括支援センターの人員及び運営に関する主な基準

<p>人員等に関する基準 (第1条・第2条)</p>	<p>人員の基準及び員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3千人以上6千人未満ごとにおくべき専らその職務に従事する常勤の人員の員数は、原則として次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 保健師その他これに準ずる者 1人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人 (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人
<p>運営に関する基準 (第3条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるよう導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。 ・地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

3. 施行期日

平成27年4月1日

